

## 12月9日は障害者の日

### 考えてみよう!

# 障害者の目から見た福祉のまちづくり

12月9日は障害者の日です。これは昭和56年、国際障害者年を記念して、障害者問題について国民の理解と認識をさらに深め、障害者福祉の増進を図ることを目的として、障害者の権利宣言が国連で採択された12月9日を障害者の日と決めました。

その後、平成5年に障害者基本法でも同様になり、この日を障害者の日と定められました。市では、障害者を持つ人も、持たない人も、共に地域の中で暮らすことを当たり前のこととするノーマライゼーションの考えから、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境の整備を総合的に推進しています。

その中から、今号では「障害者の目から見た東久留米市のまちづくり」と題して講師を招き、庁内職員で組織する「まちづくり連絡会」で開催された講演会の内容を紹介します。詳しくは障害福祉課☎70・7747へ。

### はじめに

本日の視点は、私が滋賀県で障害者の共同作業所の指導員として体験したこと。元東久留米市福祉のまちづくり推進市民会議の委員として学んだことに基づき、「車いすを押し側」「車いすを押しされる側」「自分で電動いすを動かす立場」から見たバリアフリーのまちづくりを中心に話していきたいと思えます。

### 福祉のまちづくりの基本的視点

#### 1 ノーマライゼーションを基本とするまちづくり

障害者・高齢者の方が、社会を構成する一員として地域の中で共に生活することが可能になるように努めることが必要です。

#### 2 生活者の視点でのまちづくり

都市基盤整備等をする際には、地域社会で生活する者として福祉のまちづくりが実感できるよう、市民参加により市民の意見を十分反映させることが必要です。

#### 3 協働でまちづくり

福祉のまちづくりは、社会



講師の島田常男氏  
(八幡町在住)

#### 5 快適性等の視点からのまちづくり

日常生活の中で楽しむ、安らぐ、ゆとり等に配慮したバリアフリーのまちづくりを進める必要があります。

### 福祉のまちづくりの現状

ソフト面では、障害者(視覚・聴覚・知的・身体)・高齢者が困っている時に、その状況に合った手助け・声掛けができていないという状況です。

#### ハード面では

「建物の出入り口の狭さ」「トイレの設備が不十分」「道路も歩道も十分に整備されない」など、障害者にとって利用しやすい施設整備がなされ

ているでしょうか。

施設等の水飲み場は車いす利用者にとって、利用しにくい状況であり、高齢化が進む中で障害者住宅問題も深刻化しています。

先日、とあるマンションでスロープの設置工事をしてもらった結果、後付け工事のため、場所的にスペース不足による急こう配で踊り場もなく、リターンも不可能というケースがありました。これでは、せっかくの工事も台無しです。公共施設においても同様のことがいえます。

道路整備に関しては、快適な空間が広まってきましたが、まだまだ歩道が狭い上に、さらに歩道の電柱に遮られる前に進めない箇所も見受けられる状況です。

また、歩道に置かれている障害物や歩道掛けの違法駐車は迷惑千万。幅員増になればなるほど車いす・乳母車等の



これでは困ります

結果を分析し、東久留米市の福祉のまちづくり整備計画を進めるべきです。

点検項目として、接近「アプローチ」部分・出入口・駐車場・歩道設置・カラー舗装・音声信号機・点字ブロック・移動「通路・昇降設備・段差・平坦性の確保・障害物移動」便利「トイレ・カウンター」電話が挙げられます。

これらの項目の再点検が必要で、

### よりよいまちづくりを進めるために

よりよいまちづくりを進めるために

### 最後に

社会福祉は特殊なものではありません。日常生活の中で普段気付かないことのひとつとして、階段の高さや幅をわず

## 精神障害者ホームヘルパー派遣を始めます

市では、16年1月から精神障害者の方へのホームヘルプ事業(家事援助・身体介護)を始めます。

利用に当たっては、訪問調査後審査の上、ヘルパー派遣の内容・時間・回数等を決定します。所得に応じ利用負担がかかる場合があります。

申し込みと詳しくは障害福祉課☎70・7747または精神障害者地域生活支援センターめくまー☎76・1335へ。

## 第12回 にぎやかカーニバル

平成4年から毎年開催している「にぎやかカーニバル」は、障害のある人もない人も一緒に楽しむ集いです。ぜひお気軽にご参加ください。

【日時】12月13日(土)午後1時~4時半  
【会場】中央公民館  
【内容】歌、ダンスほか  
【出演】二本松はじめ氏、各福祉団体  
詳しくは障害福祉課☎70・7747またはさいわい福祉センター☎77・2711へ。

## さいわい福祉センターをご利用ください

### 入浴サービスの利用

【対象】家庭で入浴が困難な市内在住のおおむね64歳以下の身体障害者(身体障害者手帳1・2級)で、一定の医療行為を終え、症状が安定している方【費用】1回につき600円【利用回数】月2回

16年度通所訓練生を募集【対象】15歳以上で知的発達

障害のある方【募集人員】若干名【訓練内容】社会適応訓練、日常生活訓練など【利用期間】16年4月1日から3年間

の申し込みは12月1日(月)~12日(金)に、さいわい福祉センターへ。申込用紙は同センターにあります。詳しくは同センター☎77・2711へ。

## さまざまな障害者サービス

市では、障害者の方を対象に、ヘルパー派遣、補装具の交付、日常生活用具の給付、住宅設備の改善、医療費の助成、各種手当の支給など、さまざまなサービスをを行っています。

### 障害者サービス

【手帳の交付と相談】身体障害者手帳および愛の手帳の交付と相談。精神障害者保健福祉手帳の交付。

【日常生活への援助】心身障害者(児)への支援費の決定。日常生活用具・住宅設備改善費の給付。補装具の交付と修理。

【自動車などを利用する方】自動車運転教習費の助成。自動車改造費の助成。ガソリン費の助成。福祉タクシー費の助成。有料道路通行料の割引など。

【医療費助成】心身障害者医療費助成。更生医療費助成。通院医療費公費負担制度の受け付け。

【各種手当】障害者福祉手当。心身障害者福祉手当。特別障害者手当。障害者福祉手当。重度心身障害者手当。難病者福祉手当。障害者住宅手当。